

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年9月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500087 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500078 号

第1 結論

請求者のA事務所における平成 20 年 12 月 11 日の標準賞与額を 25 万円に、平成 21 年 12 月 15 日の標準賞与額を 24 万 5,000 円に、平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 24 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 11 日、平成 21 年 12 月 15 日及び平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 11 日、平成 21 年 12 月 15 日及び平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、請求期間のうち、平成 21 年 12 月 15 日の上記訂正後の標準賞与額（24 万 5,000 円）については、25 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額 24 万 5,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 45 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 20 年 12 月 11 日
② 平成 21 年 12 月 15 日
③ 平成 22 年 7 月 9 日

A事務所から平成 20 年 12 月 11 日及び平成 21 年 12 月 15 日に支給されていた賞与の記録がない。また、平成 22 年 7 月 9 日に支給されていた賞与の記録については、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。いずれの期間も厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

さらに、平成 21 年 12 月 15 日に支給された賞与については、年金額に反映しなくても事実に即した標準賞与額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「平成 20 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」、「21 年冬賞与給与支払明細書」及び「22 年夏賞与給与支払明細書」並びに A 事務所から提出された平成 20 年 12 月賞与、平成 21 年 12 月賞与及び平成 22 年 7 月賞与に係る給与台帳により、請求者は、同事務所から平成 20 年 12 月 11 日及び平成 21 年 12 月 15 日に 25 万円、平成 22 年 7 月 9 日に 24 万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、平成 20 年 12 月 11 日及び平成 22 年 7 月 9 日は、当該賞与額に基づく標準賞与額に見

合う厚生年金保険料を、平成 21 年 12 月 15 日は、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額 24 万 5,000 円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給与台帳等により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 12 月 11 日は 25 万円、平成 21 年 12 月 15 日は 24 万 5,000 円、平成 22 年 7 月 9 日は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 12 月 11 日及び平成 21 年 12 月 15 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、平成 22 年 7 月 9 日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届については、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の平成 20 年 12 月 11 日、平成 21 年 12 月 15 日及び平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成 21 年 12 月 15 日の標準賞与額については、上記給与支払明細書から、25 万円の賞与が A 事務所の事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、当該明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準賞与額（24 万 5,000 円）を、更に 25 万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額 24 万 5,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500183 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500079 号

第1 結論

請求者のA社における平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額を 25 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 7 月 10 日

A社から平成 20 年 7 月 10 日に支給されていた賞与の記録がない。請求期間の賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社が加入する健康保険組合から提出された請求者に係る「適用一賞与支払届（被保険者・個人分）」、同社から提出された「健康保険標準賞与決定通知書」及び同社の従業員が保有する請求期間の給与支給明細書並びに事業主の陳述から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与（25 万 4,288 円）の支払を受け、標準賞与額（25 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 9,045 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 7 月 10 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を上記健康保険組合を通じて社会保険事務所（当時）に対し提出したと陳述している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第1500121号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第1500080号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月1日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成21年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和44年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成21年12月1日

A社から平成21年12月1日に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「全社員賞与集計表」から、請求者は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月1日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成21年12月1日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第1500122号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第1500081号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月1日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成21年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和42年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成21年12月1日

A社から平成21年12月1日に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「全社員賞与集計表」から、請求者は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月1日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成21年12月1日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。